

災害医療等に関する動画の作成について

令和2年度の医療救護所訓練については、災害医療運営連絡会第1回専門部会で中止が決定したところである。そこで、練馬区の災害時医療の周知・啓発の一環として、災害医療（特に医療救護所関連）に関する動画を作成し、医療従事者や一般区民が平時に学習できるツールを用意することとした。については、下記のとおり、動画を作成する。

記

1 目的

平時から災害時医療に関する知識や練馬区の取り組みを学習できる体制を整え、発災時に、より効率的で効果的な医療救護活動を行えるようにするため。また、医療救護所での活動を一般区民に広く周知するため。

2 掲載場所

練馬区ホームページまたは練馬区公式 YouTube チャンネル

3 テーマ

- (1) 練馬区の災害医療体制（一般区民向け）
- (2) 医療救護所について（一般区民向け）
- (3) C S C A T T T（医療従事者向け）
- (4) S T A R T法トリアージ（医療従事者向け）
- (5) P A T法トリアージ（医療従事者向け）
- (6) トリアージ実践（医療従事者向け）
- (7) その他

※一般区民向け動画については、5分を目安として作成する。

※(1)(2)については区において、(3)～(6)については、順天堂練馬病院および練馬光が丘病院の医師にご協力いただき、動画を作成する。

4 スケジュール

令和3年4月以降順次公開予定